

基本目標Ⅲ

安全で心地よい暮らしがある

—将来の姿—

安全で心地よい暮らしがある、災害などの危険に備えつつ、楽しく暮らせる利便性の高いまち。愛着を感じられる個性あるまちなみの中で、あいさつを交わす声が聞こえ、何かがあった時には声を掛けあえる、安心感を抱きながら、穏やかな日々が流れる、居心地の良いまちになっています。

心にやすらぎを感じられる風景づくりが進み、水辺を散策しながら、みどりや花に触れるなど、誰もがまち歩きを楽しんでいます。災害や犯罪など、いざという時にも、ともに助けあい、いのちが守られる環境が整い、区民は安心して暮らしています。多彩なコミュニティの重なりが、すみだの地域力をさらに高めています。

政策 7	多彩なつながりが地域の力を生み出すまち
政策 8	日常に心地よさを感じられるまち
政策 9	安全と楽しさが両立するまち

政策7 多彩なつながりが地域の力を生み出すまち

2035年のすみだ

- 人と人とのつながりが深まり、地域の力が発揮され、課題の解決ができるまちづくりが進んでいます。
- 防災・防犯への理解が深まり、多様な地域の主体が連携する安全で安心なまちとなっています。
- 人々が互いの違いを認め、尊重しあい、共に安心して暮らせるまちになっています。

政策の体系

施策7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む

- 1 地域活動への支援
- 2 活動拠点の整備
- 3 協働のネットワークづくり

施策7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる

- 1 地域の防災行動力の向上
- 2 要配慮者支援体制の強化
- 3 区の防災対策実行力の強化
- 4 犯罪に強いまちづくり

施策7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる

- 1 多文化共生社会の実現
- 2 平和意識の普及啓発
- 3 姉妹都市・友好都市等との交流促進
- 4 人権が尊重されるインクルーシブ社会の実現
- 5 男女共同参画及び女性の活躍推進
- 6 DV対策支援
- 7 犯罪被害者等支援

区の現在の状況

- 人口の流入、価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化等、すみだのまち、人々の行動は大きく変わってきており、人と人とのつながりにおいてもさまざまな変化が生じています。
- 過去の震災の教訓を踏まえ「墨田区地域防災計画」を見直し、災害医療、帰宅困難者対策、高齢者、障害者及び女性等に配慮した防災対策を講じています。また、地域防災組織の強化と避難所運営における情報通信の活用を推進しています。
- 2006(平成18)年に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を施行し、区民の生活安全に関する意識高揚と自主的な活動の推進を図ってきました。これにより2005(平成17)年に約5,000件あった区内の刑法犯認知件数は、2024(令和6)年に2,100件まで減少しています。
- 1989(平成元)年1月に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行い、東京大空襲のあった3月には、毎年平和祈念行事を開催するとともに、国際理解に資するため、海外友好都市等との交流や多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めています。
- 21世紀は「人権の世紀」といわれていますが、女性、こども、高齢者、障害のある方、性的少数者や外国人等に関わる人権問題、部落差別(同和問題)など、さまざまな差別や偏見等はいまだに生じており、社会経済情勢の変化を受けて、多様化・複雑化しています。
- 区は、性の多様性を包摂する男女共同参画という概念に立つ、新たな「すみだの男女共同参画社会」の実現をめざす「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を、2023(令和5)年4月に施行しました。

解決すべき課題

- さまざまな考え方を持った人々の交流の輪が重なり、広がっていくことで、地域の課題が協働のもと解決できるまちづくりを進めるため、引き続き地域コミュニティの活性化へ向けた多様な支援を展開していく必要があります。
- さまざまな災害に備えて、行政・関係機関の防災機能を強化するほか、地域での共助や家庭等での自助による防災対策の重要性を区民が自分ごととして意識できるよう促し、自助・共助・公助が連携する体制を整え、地域の防災行動力を高める必要があります。
- 区内の刑法犯認知件数は長期的にみると減少傾向にありますが、特殊詐欺については手口が年々巧妙化しており、被害も高止まりしていることから、引き続き、被害防止に向けた取り組みを推進していく必要があります。
- 本区の戦災体験を語り継ぎ、平和を希求する心を育むとともに、さまざまな機会を通して外国人と積極的に交流することにより、さらなる国際交流や多文化共生社会の実現を進めていくことが必要です。
- 誰もがお互いの人権を尊重し、多様性を認めあって暮らしていくためには、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、人権意識を高めるとともに、区、区民、事業者、関係団体等が連携しながら、社会経済情勢の変化等により生ずる新たな課題を含めたさまざまな人権課題に協働して取り組む必要があります。
- すべての人があらゆる分野で平等に参画できる男女共同参画社会を実現するためには、家庭、職場、学校、地域社会などでの性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会制度や慣行を解消していく必要があります。

施策7-1 地域の多様なコミュニティを支え育む

2035年のすみだ

- さまざまな分野の交流の輪が重なり広がることで、多くの区民等が地域課題の解決へ向け主体的に取り組み、つながっています。
- 区民や団体・企業などさまざまな主体が区と協働する持続可能な地域社会が形成され、地域の力が発揮できるまちになっています。
- コミュニティを育む協働の場や機会が充実し、区民の交流が盛んになっています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「過去1年間に地域の行事や社会活動に参加した」区民の割合	40.2% (2025(令和7)年)	42.0%	45.0%	区民アンケート調査
町会・自治会加入世帯数及び加入世帯率	99,246 世帯 58.0% (2025(令和7)年)	104,000 世帯 58.0%	106,000 世帯 58.0%	所管課データ
「地域の交流やさまざまな活動をする場や機会が提供されている」と思う区民の割合	76.8% (2025(令和7)年)	78.0%	80.0%	区民アンケート調査
コミュニティ施設の利用者数	416,207 人 (2024(令和6)年)	418,000 人	420,000 人	所管課データ

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 少子高齢化、デジタル化の進行、新型コロナウイルス感染症の影響などによる生活スタイルの変化等、地域社会には大きな構造変化が生じており、地域における個人や団体の活動に大きな影響を与えています。また、都では「2050未来の東京戦略」において、東京特有の住宅事情も踏まえながら、地域コミュニティの重要性に光をあて、改めて人と人とのつながりを実感できる社会をつくりあげていくとしているなど、地域活性化に向けた取り組みの重要性は更に増えています。
- 2011(平成23)年に策定した「墨田区協治(ガバナンス)推進条例」に基づき、区では多様な主体が地域の課題解決やさまざまな地域活動に取り組めるよう、協治(ガバナンス)まちづくり推進基金事業を始めとした支援を展開しています。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担う町会・自治会の活動や、さまざまな団体が協働して実施する事業活動等がコロナ禍を経て再開し、地域に活気が戻ってきています。地域の力により運営される地域プラザを始め、コミュニティ施設は、それぞれ機能を活かした施設として、コミュニティを育む協働の場や機会を提供し、地域活動の拠点となっています。
- 大学誘致をきっかけに、大学が有するデザイン・予防医学・ICT等の知見による地域課題の解決に向けた共同事業を実施しています。また、区・大学・民間事業者等で構成する公民学連携プラットフォーム「UDCすみだ」を通じて、学生主体の地域イベント等、地域と大学の交流を促すさまざまな取り組みが行われています。

課題

- 地域住民同士で顔をあわせる機会が減り、地域全体の連帯感や協働意識の希薄化が進んでいることから、地域の課題解決へ向けてさまざまな主体が協働し、取り組むことが難しくなっています。このため、地域コミュニティの意義や必要性を伝え、区民の地域活動への関心を高める必要があります。
- 地域コミュニティの中心的な役割を担い、さまざまな活動を行っている町会・自治会においては、加入率の低下や担い手不足等から運営・活動に困難な面が生じてきているところがあります。また、分野別、機能別の地域課題解決に取り組む新たな団体の発掘、育成、支援を行う必要があります。
- こどもから高齢者までの幅広い世代にわたる区民やさまざまな団体が交流し、コミュニティを形成・醸成していくための「場」や「しくみ」を更に提供していく必要があります。また、デジタルを活用した居場所やつながりも必要となっています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域活動への支援

協働による地域社会の実現に向けた機運を高めることで、幅広い世代の多くの区民等が協働の担い手としてさまざまなコミュニティ活動に参加し、つながりを深め地域の力を発揮することができるよう、町会・自治会等活動主体への支援、活動の担い手の育成等の支援を行います。

2 活動拠点の整備

地域コミュニティの形成・醸成の場や機会として活用される公共施設や町会・自治会会館が、活動の拠点としてその機能を十分に発揮することができるよう、整備や支援を行います。

3 協働のネットワークづくり

さまざまな地域コミュニティの核となるよう地域住民同士のつながりづくりや交流の場の拡大を図るほか、区が実施する交流事業等について、多様な人材が参画する実行委員会形式で開催するなど、協働のネットワークを広げます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

地域の一員として、自主的、主体的に地域課題の解決のための活動に参加し、良好なコミュニティの形成、地域の連帯感の醸成に努めます。

■事業者

事業者としての専門的な知識や技術を活かし、他者と協働して地域課題の解決に取り組めます。

■地域団体等

それぞれの団体が活動分野における強みを活かし、地域課題の解決に向けたさまざまな活動等に主体的に参加します。

政策7 多彩なつながりが地域の力を生み出すまち

主な事業

地域力育成・支援事業

墨田区地域力育成・支援計画の重要事業である「地域力人材育成・活用事業」をはじめとする事業を推進し、多様な主体が協働して地域の課題解決やさまざまな地域活動に取り組めるよう支援します。

町会・自治会活動支援事業

地域コミュニティの基盤となる町会・自治会への活動支援を進めるとともに、新規会員の獲得や役員の担い手不足、デジタル化等のさまざまな課題の解決に取り組み、地域活性化につなげていきます。

協治（ガバナンス）まちづくり推進基金事業

区民等からの寄付金を協治（ガバナンス）まちづくり推進基金として積み立て、当該基金を原資として、地域の課題解決や活性化につながる活動への助成を行います。

タウンミーティング事業

区民と区長の直接対話の場として、タウンミーティングを実施します。参加者からの意見を区政運営の参考にするとともに、企画運営を区民等が担うことで、区政参画の機会を広げます。

地域プラザ等管理運営事業

地域プラザ、コミュニティセンター、地域集会所等について、地域住民の協力のもと指定管理者制度を導入するなど、区民サービスの向上と効率的な運営のため、適切な維持管理を行います。

すみだまつり・こどもまつり事業

地域の連携と区民相互の交流の輪を広げ、ふるさとすみだの意識づくりを醸成する場としてさまざまな催しを行います。

関連計画

◆ 墨田区地域力育成・支援計画

施策7-2 防災力・防犯力の高い安全・安心なまちをつくる

2035年のすみだ

- 自助・共助・公助が連携し、平時からの備えや訓練により地域の防災行動力が高まっています。
- 高齢者や障害者を含むすべての人が、互いに助けあい、生命や身体が守られる社会になっています。
- 区が総合的な災害対策を推進し、情報通信技術と官民協定、受援体制が連動し、迅速かつ的確に機能しています。
- 区民及び地域の多様な主体が連携して、防犯行動力を発揮することで、多くの区民が安全に、安心して暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「家庭で災害時の備えができている」区民の割合	66.7% (2024(令和6)年)	75.0%	80.0%	住民意識調査
住民防災組織等を担う防災関係団体の人数	7,328 人 (2024(令和6)年)	7,500 人	7,700 人	所管課データ
刑法犯の認知件数	2,089 件 (2024(令和6)年)	1,950 件	1,900 件	東京都調査データ
体感治安について肯定的評価をした区民の割合	29.2% (2024(令和6)年)	33.0%	35.0%	住民意識調査

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 首都直下地震の被害想定では震度6強が想定されており、行政と区民は防災訓練や備蓄の拡充を通じて連携し、町会・自治会の住民防災組織は活発な活動により防災意識を高めています。また、高齢者や女性への対応も踏まえた備蓄品の整備を進めるなど避難所環境の向上に努めています。
- 気候変動による異常気象により、荒川氾濫のリスクが高まっています。広域避難の体制整備については国・都・江東5区で連携して進めていますが、避難が必要とされる人数分の避難先を行政が用意することは困難であり、区民一人ひとりの主体的な避難行動の重要性が高まっています。
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する個別避難計画の作成や避難所での受入体制の改善に着手しています。関係部署間の協力や地域団体との連携も進み、訓練などを通じて要配慮者への支援体制の基盤を段階的に整えています。
- 情報通信技術の活用が進み、災害情報の収集・発信や備蓄物資管理の効率化に取り組んでいます。さらに、官民連携協定の拡充にも取り組んでおり、平時から訓練や検証を通じた体制整備を進め、総合的な災害対応力の基盤を形成しています。
- 青色防犯パトロールカーを毎日運行しているほか、地域安全指導員の巡回等による防犯対策を行っています。こうした取り組み等により、区内における刑法犯の認知件数は長期的にみると減少傾向にあります。
- 錦糸町駅周辺の重点地区を中心とした客引き行為等防止パトロールを実施しており、「墨田区客引き行為等の防止に関する条例」施行以降、錦糸町駅周辺の客引きをしている店は減少しています。
- オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺は依然として多いため、高齢者向けに自動通話録音機の無料貸出等の対策を行っています。

課題

- 防災活動への取り組みには地域差があり、高齢化による担い手不足も課題です。防災訓練への参加や家庭備蓄をより多くの区民に促し、公助との連携で地域全体の防災行動力を高めるとともに、誰もが安心して避難生活を送れるよう、さまざまな視点から避難所環境の充実を図る必要があります。
- 大規模水害時には、各自の避難先を自らで確保して適切に避難行動を開始できるよう、区民の自助意識の醸成が必要です。特に健常者については行政の支援に依存することなく、気象情報や避難情報を踏まえて自ら判断し行動できるよう、行動変容を促していくことが求められます。
- 高齢者や障害者等の要配慮者に対する個別避難計画の策定には、地域住民との共助体制の構築と、行政の支援体制の強化が求められています。そのうえで、官民連携の支援体制を最大限活かすため、役割分担を明確にする必要があります。
- 情報通信技術の導入や協定締結による体制整備は進んでいますが、災害時の運用や情報発信に課題が残ります。また、受援体制の整備が十分ではなく、他自治体や関係機関との連携や役割分担の明確化を含め、実効性向上が求められています。
- 区内における刑法犯の認知件数は長期的に減少傾向にあるものの、近年は、横ばいの状態になっており、引き続き警察機関や地域と連携した防犯対策を推進するほか、犯罪被害者に寄り添った支援に取り組んでいく必要があります。
- 条例施行以降、客引きの数は減少していますが、未だ一部店舗では、違反行為を行っている状況にあり、継続した対策が求められています。
- 特殊詐欺被害の認知件数が依然として高い水準にあり、手口も巧妙化しているため、警察機関と連携し、被害防止に向けた取り組みを推進する必要があります。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 地域の防災行動力の向上

町会・自治会の住民防災組織や墨田区防災士ネットワーク協議会などを通じて地域住民が連携し、学校、企業と協働して、訓練の充実、備蓄の確保、情報共有の環境整備に取り組めます。また、自助・共助を基盤に、地域の防災行動力を高める取り組みを継続的に推進していきます。

2 要配慮者支援体制の強化

災害時に自ら避難することが困難な高齢者及び障害者等を把握し、避難の支援、安否確認や、生命・身体を保護するために必要な措置を講じます。地域や関係機関と連携し、平時から訓練を重ね、誰一人取り残さない安全・安心な地域づくりを推進します。

3 区の防災対策実行力の強化

区民の生命・財産を守るため、区職員が適切かつ的確な対応ができるよう、日ごろの訓練体制を強化します。また、情報通信技術を活用した情報の収集、判断、発信体制を強化するとともに、官民の協定の実効性を担保する訓練及び避難所環境の整備に取り組めます。水害対策については、ハザードマップの作成や江東5区の広域避難推進協議会の開催などを通じて、水害に関する理解の促進と意識醸成を図るとともに、広域避難の実効性向上に向けた取り組みを推進します。

4 犯罪に強いまちづくり

区民を犯罪から守るため、警察や自主防犯組織と連携して各種防犯対策を実施するほか、地域防犯力の強化支援や防犯知識の普及啓発を推進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

防災訓練や地域活動に参加し、自助・共助の意識を高め、個々の経験を活かしながら、防災・防犯の知識と行動力を向上させます。

■事業者、地域団体等

事業者がそれぞれの強みを生かし、住民や地域を守るためにできることを考え、あらかじめ区と協定を締結するなど心構えができています。

政策7 多彩なつながりが地域の力を生み出すまち

主な事業

住民防災組織等育成事業

町会・自治会等の住民防災組織に対し防災訓練はもとより、防災資機材や備蓄物資の購入及び管理、防災意識の強化等の防災活動に要する費用を助成することにより、組織の円滑な運営と活動の充実を図ります。

要配慮者支援事業

自ら避難することが難しい高齢者や障害者を支援するため、避難行動要支援者名簿を作成し、警察・消防、民生委員等に平常時から共有します。また、誰が支援し、どこに避難するかをあらかじめ決めておく個別計画を作成します。

避難所環境の充実

誰もが安心して避難生活を送れるよう、過去の大規模災害の教訓を踏まえた備蓄品の充実やローリングストック等による計画的な更新を一層進め、適切な保管場所の確保を図るとともに、高齢者、女性、こどもの視点を踏まえた避難所環境の充実を図ります。

防災情報システム運用事業

災害時及び平常時の情報収集及び伝達のための防災情報システムを整備し運用します。

地域連携治安改善サポート事業

町会・自治会に対して、防犯カメラの設置補助と管理運営をサポートすることによって、防犯上効果的な治安対策を行います。

特殊詐欺対策

高齢者向けに自動通話録音機の貸出を行うほか、本所警察署・向島警察署と連携した出前講座の実施、区のお知らせやすみだ安全・安心メール等を用いた各種啓発活動を行い、特殊詐欺被害の防止を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区地域防災計画
- ◆ 墨田区災害時受援・応援計画
- ◆ 墨田区事業継続計画(BCP)＜地震・風水害編＞
- ◆ 墨田区国土強靱化地域計画

施策7-3 多様性を認めあい、平和で人権が尊重される共生社会をつくる

2035年のすみだ

- 文化や生活習慣などの違いを認めあい、だれもが安心して暮らせる多文化共生のまちになっています。
- すべての区民が世界平和の大切さを理解し、国際交流の重要性を認識しています。
- 姉妹都市、国内・海外友好都市等との交流を通じて、住民や地域団体等の相互理解を深め、幅広い分野での連携強化がされています。
- 区民や事業者等が人権問題を理解し、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なく、お互いの人権を尊重する社会となっています。
- 性別にかかわらず、すべての人が仕事、家庭、地域のあらゆる分野に参画し、個性と能力を発揮できています。

施策の達成をはかる指標

指標名(単位)	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035年)	データ出所
通訳翻訳ボランティア登録者数	50人 (2024(令和6)年)	80人	100人	所管課データ
「地域で平和の重要性や戦争体験を語り継ぐことが重要だ」と思う区民の割合	92.7% (2025(令和7)年)	95.0%	96.0%	区民アンケート調査
姉妹・国内友好都市との交流事業実施回数	16回 (2024(令和6)年)	20回	25回	所管課データ
「人権が尊重されている社会である」と思う区民の割合	50.9% (2024(令和6)年)	53.5%	56.0%	住民意識調査
「男女共同参画が進んでいる」と思う区民の割合	61.8% (2025(令和7)年)	64.0%	66.5%	区民アンケート調査

関連するSDGs
のゴール



現状と課題

現状

- 本区の外国人人口は 2026(令和8)年1月1日時点で、総人口の約6%を占めるなど、過去10年間で約1.6倍に増加しており、多文化共生社会の実現に向けた取り組みは、より一層重要となっています。
- 1989年(平成元年)に世界の平和と人々の福祉の向上の実現に向け、「墨田区平和福祉都市づくり宣言」を行いました。この宣言に基づき、毎年、平和メッセージ事業を行っています。
- 長野県小布施町の都市農村交流やソウル特別市西大門区とのサッカー交流をはじめ、姉妹都市、国内・海外友好都市の住民同士が、文化、スポーツ等の幅広い分野の交流を通じて、お互いのまちの魅力を発見しあえる交流事業を実施しています。
- 多様性を尊重しあう社会の実現に向け、区はさまざまな人権啓発事業を展開しています。研修や講演会の開催、啓発冊子の発行、広報紙やホームページ、SNS を活用した情報発信を行うとともに、人権擁護委員会や人権啓発センターなどの団体と連携し、人権教育・啓発に取り組んでいます。
- 区は、「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」を基に策定した「墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)」に基づき、すべての人がともに活躍する男女共同参画社会の実現に向けて、取り組みを行っています。2025(令和7)年度に実施した区民アンケート調査では「男女共同参画社会が進んでいる」と思う区民の割合が61.8%で、2020(令和2)年度の49.3%から増加しています。

課題

- 外国人住民の増加に伴い、日本語学習ニーズへの対応のほか、生活に必要な情報の提供など、外国人も安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 戦災を経験された方々が高齢化しており、体験の記録をどのように収集し、継承していくかが課題となっています。
- 平和メッセージ事業においては、関心を高めるため、町会自治会等の地域コミュニティと連携を図り、地域への周知を高めていく必要があります。
- 姉妹都市、国内・海外友好都市との更なる相互理解や連携を深めていくため、交流の内容や成果を積極的に発信し、区民の関心を高めていく必要があります。
- 現代社会では、さまざまな属性や状況に関連する多様な人権問題が依然として存在しており、インターネット・SNSの普及に伴う新たな課題も生じています。区民一人ひとりの理解と人権意識向上が重要であり、区、区民、事業者、関連団体が連携して、人権教育・啓発に取り組む必要があります。
- 性別役割分担意識や慣行が女性の参画を妨げ、DV被害の潜在化も懸念されています。性の多様性を尊重し、あらゆる場面で平等な参画と人権尊重を実現する取り組みが求められています。

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多文化共生社会の実現

外国人人口が増えるなか、日本語ボランティア教室と連携した日本語学習の提供や、やさしい日本語の普及や多言語による生活に必要な情報の発信など、多文化共生社会の実現に向けて取り組みます。

2 平和意識の普及啓発

より多くの人々に「墨田区平和福祉都市づくり宣言」の趣旨を伝え、平和を祈念する事業を推進するなど、国内外の平和実現に向けた努力を継続します。

3 姉妹都市・友好都市等との交流促進

姉妹都市、国内・海外友好都市との相互理解を促進し、お互いのまちの魅力を発見しあう機会となるよう、文化交流事業を展開するとともに、住民同士の交流を支援していきます。

4 人権が尊重されるインクルーシブ社会の実現

人権尊重の考えが浸透した社会の実現をめざし、区民一人ひとりが正しく人権問題を理解し、人権意識が高まるよう、国、都、啓発に取り組む団体等の関係機関と連携し、人権教育・啓発活動に取り組みます。

5 男女共同参画及び女性の活躍推進

すべての人が輝き活躍できるよう、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する今日的テーマの講座等の開催や、情報誌等さまざまな媒体による情報提供を行うなど、さまざまな事業を展開し、区民等との協働により意識の向上に取り組みます。

6 DV対策支援

DV相談窓口等の周知や講座等により、DV予防について周知啓発を図るとともに、関係機関と連携しDV被害者支援に取り組みます。

7 犯罪被害者等支援

犯罪被害者等の心に寄り添い、その権利や利益の保護を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、支援実施に向けた検討を進めます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

多様性を尊重し、人権に配慮した行動を心がけます。国際交流や平和の理解を深め、性別にとらわれない社会参画を推進します。

■事業者

国際交流と平和意識を支援し、人権研修を実施します。女性活躍と誰もが働きやすい環境づくりを推進し、あらゆるハラスメント防止に努めます。

■地域団体等

固定的な性別役割分担意識や制度、慣行等を見直し、すべての人が個性と能力を発揮できるよう男女共同参画の推進と性の多様性の尊重に取り組みます。

主な事業

日本語ボランティア教室等との協働

日本語ボランティア教室をはじめとする各主体と連携し、外国人が日本語を身につける場の確保に努めます。

平和メッセージ事業

平和を祈念する事業を推進することにより、未来にわたって国内外に平和が実現するよう区からメッセージを発信します。

姉妹都市・友好都市等との交流促進事業

姉妹都市、国内・海外友好都市との交流などを通して、住民同士が他都市の歴史や文化、自然に触れあう機会を創出します。

人権普及啓発事業

講演会や研修の開催、ホームページやSNSによる広報、人権擁護委員会等との連携、人権尊重教育推進校における取り組みの周知等を通じて、身近な人権課題について考える機会を創出し、区民、事業者、職員等の人権意識を高める啓発活動を行います。

男女共同参画・多様な性の理解の推進、普及啓発事業

男女共同参画や多様な性の尊重に関するさまざまなテーマの講座や講演会の開催、情報誌やSNS等による情報提供を行い、区民等との協働により、男女共同参画及び多様な性の尊重を推進する意識の向上に努めます。

DV対策支援事業

DV予防啓発ステッカーによる相談窓口の周知やDV予防啓発講座、デートDV予防啓発講座等により、DV予防について周知啓発に努めます。また、DVに関する相談窓口を設置し、内容に応じて関係機関と連携しながら、適切な支援につなぎます。

関連計画

- ◆ 墨田区人権啓発基本計画
- ◆ 墨田区男女共同参画推進プラン(第6次)

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

2035年のすみだ

- 区民や来街者が、公園や水辺でさまざまな世代との交流を通して、にぎわいや憩いを感じられる、居心地のよい調和のとれたまちとなっています。
- 区民・事業者・区が協働し、温室効果ガス削減と気候変動適応を進め、自然と共生する持続可能なまちとなっています。
- ごみの減量と資源の有効活用により、環境負荷の少ない循環型社会が実現し、持続可能な暮らしが根づいたまちとなっています。

政策の体系

施策8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる

- 1 魅力ある公園づくり
- 2 にぎわいを生みだす公園づくり
- 3 防災に寄与する公園づくり
- 4 水辺の憩い空間づくり

施策8-2 ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる

- 1 ゼロカーボンシティすみだの実現
- 2 安全・安心・快適な生活環境の確保
- 3 自然共生社会の実現
- 4 緑化の推進
- 5 循環型社会の実現
- 6 環境活動を実践するまちの実現

区の現在の状況

- 公園や水辺空間に求められるニーズは多様化しており、これらのニーズに応えるために、身近な公園や児童遊園の維持管理、隅田公園や大横川親水公園の再整備、横十間川の親水テラスの修景整備等、人々が親しめる空間づくりを推進しています。
- 地球温暖化が進み、かつて経験したことのないような気候変動のリスクが高まるなか、「第三次すみだ環境の共創プラン」を策定し、区民一人ひとりが当事者意識をもって環境配慮行動ができるよう施策を進めるなど、区民・事業者・区が協働して2050年ゼロカーボンシティ実現に向けたまちづくりを推進しています。
- 循環型社会の実現に向けて、区民・事業者との協働を基盤に、3R推進・清掃事業を積極的に展開しています。特に2R(リデュース・リユース)の取り組みを重点的に推進し、資源の効率的な利用と廃棄物の削減に努めています。2024(令和6)年度から区内全域でプラスチック分別回収を開始するなど、循環型社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

解決すべき課題

- 2024(令和6)年4月に改定した「墨田区公園マスタープラン」に基づき、公園利用者に親しまれ、時代にあった多様なニーズに応えた、誰もが楽しく利用できる魅力的な公園づくりを、引き続き進める必要があります。
- 東京都と連携を図りながら、親水性の高い河川テラスを整備し、憩い空間の創出を進めていく必要があります。
- 地球温暖化の影響による気候変動等の環境問題は、世界的に喫緊の課題です。2050年ゼロカーボンシティ実現を見据え「第三次すみだ環境の共創プラン」に基づき、より一層、脱炭素型社会、循環型社会に向けた取り組みを加速していく必要があります。
- ごみの最終処分場の容量逼迫が課題となるなか、食品ロスや海洋汚染を引き起こす廃プラスチック等の新たな社会的課題に対応するためには、更なるごみの減量が求められます。3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進していくとともに、優先度の高い2R(リデュース・リユース)に重点的に取り組んでいく必要があります。

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

施策8-1 魅力的で緑豊かな公園や水辺など、さまざまな世代が交流できるにぎわいや憩いの空間をつくる

2035年のすみだ

- さまざまな世代が多様な活動ができる公園がある、居心地の良いまちになっています。
- 区の特徴である水辺に親しめ、憩いを感じるまちになっています。
- 公園や水辺で地域住民が交流し、コミュニティが育つ、にぎわいのあるまちになっています。
- 緑豊かで多くの生きものが生息する、環境にやさしいまちになっています。
- 公園や水辺のオープンスペースや施設等を活かした、安全・安心なまちになっています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
「墨田区の公園・遊び場を良い・やや良いと思っている」区民の割合	51.1% (2024(令和6)年)	60.0%	64.0%	住民意識調査
「墨田区の緑の豊かさを良い・やや良いと思っている」区民の割合	33.0% (2024(令和6)年)	41.2%	48.4%	住民意識調査

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 国土交通省の「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」に関する提言や、「墨田区公園マスタープラン」に基づき、多様な利活用ニーズに応えた魅力的な公園づくりを進めています。
- 地域の親睦行事や、地元ボランティア団体である公園愛護委員会による公園の美化活動が多くの公園等で実施されるなど、公園はコミュニティ形成の場として利活用されています。
- 公園は、延焼防止効果や災害時の一時集合場所などとして活用されており、一部の公園では防災機能を有する設備を設置しています。
- 水辺には、旧中川水辺公園、おしなり公園に加え、豎川緑道公園、横十間川水辺公園が新たに整備され、散策や自然観察など、水辺を親しむ多くの人々に利用されています。
- 都市部である本区において、公園や水辺は、自然や生きものにふれあえる貴重な空間となっています。

課題

- 多様な利活用ニーズに対応するため、画一的な公園整備ではなく、利用者や地域住民の意向を踏まえながら、都市部の公園として適切な施設配置や公園の利活用ルールなどを検討していく必要があります。
- 公園におけるにぎわいや多世代の交流を創出するためには、新たな担い手が公園づくりに関わる機会を設ける必要があります。
- 災害リスクに対応するため、災害時の避難場所や復旧・復興時の活動拠点として必要な防災機能の向上に努め、より災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与する公園づくりを進める必要があります。
- 水辺の河川テラスを連続化し、憩いの場として区民に活用してもらうためには、河川管理者である東京都と協働して、河川整備を進める必要があります。
- 自然環境を保全・創出していくため、生物多様性の保全や良好な景観の形成など、持続可能で魅力的なまちづくりを意識した公園や水辺空間づくりを進める必要があります。

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 魅力ある公園づくり

公園利用者の多様なニーズに対応することにより、快適で居心地がよく、利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせる公園づくりを進めます。

2 にぎわいを生み出す公園づくり

公園ボランティアとの協働やワークショップ等、新たに公園づくりに参加する機会を設けることで、公園がさまざまな世代が活発に交流するコミュニティの場として活用されるよう取り組みます。

3 防災に寄与する公園づくり

災害に強いまちづくりの一環として、一時集合場所や避難場所などに指定される公園において、延焼防止効果や避難場所として機能するオープンスペースの確保や、防災機能を有する設備の設置などを行います。

4 水辺の憩い空間づくり

河川管理者である東京都と協働して河川テラスの連続化や公園化などを進めることで、親水性や安全性の向上や、生物多様性の保全、良好な景観形成を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、ワークショップ等に積極的に参加することで、地域の特色を活かした、にぎわいや憩いの空間づくりの担い手となります。

■事業者

事業者は、公園のイベント等で積極的に多くの世代と関わることで、まちのにぎわいの創出や、公園の特色を活かし、魅力の向上に取り組みます。

■地域団体等

公園が魅力的で自然豊かな地域住民の交流の場となるように、公園愛護団体等は、清掃や花壇管理の美化活動を担います。

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

主な事業

まちが輝く公園づくり事業

アンケートやワークショップ等で利用者や地域住民の意向を確認し、多世代の多様なニーズに対応することで、特色ある公園、自然環境の保全や創出に資する公園など、魅力的な公園の整備を進めます。

隅田公園再整備事業

まちの魅力を高めるため、第1期・第2期再整備で生まれた人の流れやにぎわいを言問橋以北へ波及させるとともに、公園を核として地域への回遊が生まれるよう、隅田公園の再整備を進めます。

東向島北公園再整備事業

旧向島中学校跡地は、地域コミュニティの中心となり、さまざまな世代がつながり、安心して過ごせる公園として整備します。

江東内部河川憩い空間創出事業

河川テラスの公園化、江東内部河川整備、観光回遊路整備を一体的に推進し、回遊性に優れ、水辺に親しめる河川テラスを区民の憩いの空間として整備します。

公園等公衆トイレ整備事業

「公園等公衆トイレの改築方針」に基づき、老朽化したトイレのバリアフリー化を進め、誰もが利用しやすいよう整備します。

関連計画

- ◆ 墨田区公園マスタープラン
- ◆ 第二次墨田区緑の基本計画

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

施策8-2 ゼロカーボンシティすみだの実現をめざし、環境にやさしいまちをつくる

2035年のすみだ

- 区民・事業者・区の協働により、再生可能エネルギーの導入など、2050年ゼロカーボンシティすみだの実現に向けたまちづくりが進むとともに、花や緑が充実した自然と共生する社会になっています。
- 気候変動に適應するまちづくりや大気汚染、水質汚濁、騒音等の改善が進み、安全・安心・快適な生活環境が確保されています。
- 魅力的な水辺空間や緑豊かな公園が、区民や来街者にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、水と緑のネットワークを形成し、まちのいたるところに緑が増え、生物多様性の保全が図られます。
- 循環経済(サーキュラーエコノミー)の考え方にに基づき、資源の効率的利用及び廃棄物発生の最小化をめざし、持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。
- 子どもから大人まで幅広い世代の区民や事業者が環境について学べる環境教育と学んだ成果を実践する環境活動の場の充実を図っています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
区域におけるエネルギー消費量	11,401TJ※ ¹ (2022(令和4)年)	8,593TJ	6,641TJ	所管課データ
区域における温室効果ガス排出量	1,124 千 t-CO ₂ eq※ ² (2022(令和4)年)	632 千 t-CO ₂ eq	506 千 t-CO ₂ eq	所管課データ
区民1人1日あたりのごみ総量	594g (2024(令和6)年)	551g	529g	所管課データ

※1 TJ:テラ・ジュールの略号。

※2 t-CO₂eq:温室効果ガスを二酸化炭素に換算した値に付される単位。

関連するSDGs
のゴール



政策8 日常に心地よさを感じられるまち

現状と課題

現状

- 国は2024(令和6)年に「第六次環境基本計画」を策定し、気候変動、生物多様性の損失、汚染の3つの環境危機に対し、経済社会システムを脱炭素かつ循環型で自然を豊かなものに転換するための政策が展開されています。
- 記録的な猛暑や集中豪雨の増加など、地球温暖化の影響と考えられる気象現象が生じています。また、大気汚染、水質汚濁、騒音等について、環境測定で現状を把握するとともに、公害対策として事業者指導を実施し、良好な生活環境の確保に努めています。
- 自然観察会など多数のイベントを実施し、生物多様性の保全のために、区民一人ひとりが、緑の大切な役割と生物多様性の恵みについて理解を深められるように啓発を行っています。
- 2022(令和4)年に策定した「第二次墨田区緑の基本計画」を踏まえ、都市緑地法に基づく「市民緑地認定制度」を開始・認定し、着実に緑化を推進しています。既成市街地であるため、みどり率の大幅な向上は困難ですが、開発時の緑化指導等、区民・事業者・区の協働による取り組みを進めています。
- 区民1人1日あたりのごみ総量は、廃プラスチック分別収集の開始や食品ロス削減の取り組み等により、「第四次墨田区一般廃棄物処理基本計画」策定時の2030(令和12)年度目標(606g/人・日)を、2024(令和6)年度時点(594g/人・日)で前倒しで達成しました。これらの取り組みを通じて、更なる持続可能な循環型社会の形成に取り組んでいます。
- 環境フェアなどのイベントや多様な講座を通じ、家庭や学校、職場をはじめ、さまざまな場面でこどもから大人まで、幅広い世代の区民や事業者が、環境についての正しい知識を学べる環境教育と環境学習の機会の充実を図っています。

課題

- 本区におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量は減少傾向ではあるものの、2030(令和12)年カーボンハーフの達成には、更なる再エネ・省エネ設備の普及拡大や、消費者等の意識・行動変革が必要です。また、公共施設では再エネ由来の電力調達や庁有車のZEV化を計画的に推進する必要があります。
- 将来の気候変動による影響を考慮し、省エネルギー等の緩和策や熱中症対策、雨水利用等の適応策を強化することが必要です。また、継続した環境測定により経年変化を把握するとともに、公害対策を継続し、良好な生活環境を維持していく必要があります。
- 区民の「生物多様性」への理解を深めるため、効果的な周知方法の工夫が必要です。また、「生物多様性増進活動促進法」など、民有地の緑地確保に関する新たな法制度の活用も視野に入れた生物多様性保全の推進が重要です。
- 開発・建築行為に対する緑化指導や、公共施設の新築・改築時の緑化等に、引き続き取り組んでいく必要があります。区民の緑化や自然に関する意識向上をめざし、緑と花の学習園の機能を見直し、大学と連携して学ぶ機能の強化を図ります。
- 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の啓発とプラスチック資源の正しい分別周知を継続することに加え、事業者による資源自主回収ルートの確立、食品ロス対策、資源循環に付加価値を与えるビジネスモデルの転換等を通じ、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を推進する必要があります。
- 学校教育やイベントを通じ、若年層や転入者を含む幅広い層への働きかけを強化するとともに、参加しやすいプログラムの創出や地域主体の活動支援の充実が必要です。

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 ゼロカーボンシティすみだの実現

省エネと再エネ転換を軸に、エネルギー使用量・温室効果ガス排出量を削減していきます。2035(令和17)年までに「ゼロカーボンシティすみだ」の基盤構築をめざし、区民・事業者と共に脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。

2 安全・安心・快適な生活環境の確保

気候変動による災害や健康被害を防ぐため、インフラ整備と区民の行動変容により弾力性や柔軟性のあるまちづくりを推進します。また、大気汚染、水質汚濁、騒音等の環境調査を継続するとともに、公害対策として事業者指導を実施し、良好な生活環境を確保します。

3 自然共生社会の実現

水辺に囲まれた本区は、江戸時代から育む自然を楽しむ文化を継承しています。区内の緑化を進め、うるおいとやすらぎを創出します。生物多様性保全のため生態系ネットワークを形成し、区民・事業者と連携して自然と共生する社会をめざします。

4 緑化の推進

公共施設の緑化や開発事業等に伴う緑化指導、区民や事業者による緑化や自然環境の保全活動を促進することで、身近な緑の豊かさを感じられるまちづくりを推進します。

5 循環型社会の実現

2Rを中心とした事業の推進により、ごみの減量化・再資源化を進めるほか、循環経済の考え方を取り入れ、資源の効率的利用と廃棄物発生 최소화をめざし、持続可能な循環型社会の形成を推進します。

6 環境活動を実践するまちの実現

こどもから大人まで、区民や事業者が環境について学べる教育・学習の機会を充実させます。さらに、学んだ知識を実践する環境活動の場を拡充し、幅広い世代の参加を促進します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

環境に関する普及啓発事業や教育・体験学習事業等に積極的に参加し、日常生活において環境に配慮した行動を実践します。また、地域の緑化や自然環境の保全活動に関わり、うるおいとやすらぎのあるまちづくりの担い手となります。

■事業者、地域団体等

エネルギー利用の効率化等環境への配慮、運用改善に努めることで、持続可能な経営を実践します。また、敷地内に持続可能なまとまった緑の空間を創出し、魅力づくりや情報発信を担います。

政策8 日常に心地よさを感じられるまち

主な事業

再生可能エネルギーの導入促進

区民や事業者に適切な情報提供を行うことで再エネ由来の電力選択を促し、区内電力の脱炭素化を進めます。
また、区の公共施設では再エネ設備の導入と再エネ由来電力契約を推進し、使用電力の再エネ比率向上を図ります。

気温上昇に適応するまちづくりの推進

地球温暖化の進行やヒートアイランド現象等の影響により、熱中症の発症リスクが高まっていることから、区民に向けて予防に関する情報提供、普及啓発を行うほか、熱中症特別警戒アラートや指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の周知広報に取り組みます。また、気候変動に伴う水害への対策として、雨水の貯留・浸透の拡大を図ります。

自然・水辺環境の保全・活用

大横川親水公園などの水辺と周辺の自然を、区民が親しめるよう保全・活用します。また、イベントや講座を充実させることで、区民が自然とふれあえる機会を増やし、身近な自然環境への親しみを深める取り組みを推進します。

緑と花のまちづくりの推進

緑と花があふれるうるおいとやすらぎのあるまちを創出するとともに、区民の緑化に対する意識向上を図るため、地域の緑化活動を行う団体に対し、緑化資材等の支援を行います。また、緑と花の学習園の機能を見直し、大学や地域と連携して学ぶ機能の強化を図ります。

3R+Renewable（再生資源の活用）の推進

2R(発生抑制・再使用)を最優先とし、家庭や事業所からのごみの発生抑制と削減を図ります。また、廃棄物の再資源化と再生可能な資源の活用を推進し、資源の効率的な利用と環境負荷の低減を図ります。

環境保全活動の推進

多様な媒体や環境フェア、各講座で区内の環境活動をわかりやすく発信し、区民・事業者の行動変容を促します。区民、事業者とともに実践的な環境活動を検討し、協働による環境保全の取り組みを推進します。

関連計画

- ◆ すみだ環境の共創プラン
- ◆ 墨田区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- ◆ 墨田区緑の基本計画
- ◆ 墨田区一般廃棄物処理基本計画
- ◆ 墨田区食品ロス削減推進計画

政策９ 安全と楽しさが両立するまち

２０３５年のすみだ

- 地域ごとの特色に応じて調和のとれた景観まちづくりが進み、個性や魅力あるまちなみが広がっています。
- 多様な都市機能の適切な配置と相互連携により利便性などが向上し、住工商が調和したまちで誰もが快適に暮らしています。
- それぞれの世帯の状況やニーズに適した住宅で安全・快適な暮らしが実現しています。
- 建物の不燃化・耐震化、木造密集地域の改善や空き家の解消が進み、災害に強い安全なまちになっています。
- 安全で快適な交通環境の整備や交通ネットワークの適正化により、区民や来街者にとって交通利便性の高いまちとなっています。
- 駅周辺はさまざまな交通に乗り継ぎができ、地域にふさわしい拠点として整備され、魅力的でにぎわいのあるまちになっています。

政策の体系

施策９-１ 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する

- １ 協治(ガバナンス)によるまちづくりの推進
- ２ 計画的かつ地域特性を活かしたまちづくりの推進
- ３ 協働による魅力的な景観づくりの推進

施策９-２ 災害に強い安全なまちづくりを進める

- １ 燃えない・壊れないまちづくりの推進
- ２ 道路拡幅・広場等の整備
- ３ 細街路の拡幅整備及び私道整備の助成
- ４ 地籍調査の推進
- ５ 空き家等対策の推進

施策９-３ 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する

- １ 多様な居住ニーズに応じた住宅確保
- ２ 循環型の住環境整備の推進
- ３ 継続的な居住支援体制の構築
- ４ マンションの適正な維持管理の推進

施策９-４ 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める

- １ 安全・快適な移動環境の整備
- ２ 道路・橋梁の適切な管理
- ３ 交通安全意識の醸成

区の現在の状況

●古くからのまちなみを残しつつ、歴史や文化を継承しながら、新たな魅力ある拠点が形成されています。また、2009(平成21)年には景観行政団体となり、区民や事業者と協力しながら良好な景観形成のさらなる実現をめざしています。

●住宅、商業、工業が混在する本区では、住まいと産業の共存が求められています。そのため、区民・事業者・区の協働による多様な都市機能と居住機能が調和したまちづくりを進めています。

●2025(令和7)年3月に踏切を除却した押上・とうきょうスカイツリー駅周辺は、事業完了に向け東武伊勢崎線高架化工事を進めるとともに、高架下活用を含むまちのにぎわいの創出を検討しています。錦糸町駅周辺は地域から提出されたまちづくりビジョンを実現する取り組み、両国駅周辺は隅田川を活かしたまちづくりを進めています。

●住宅確保要配慮者の居住安定化や子育て世帯、若年層の定住促進に向け、セーフティネット住宅の確保や良質な集合住宅の認定、既存住宅の改修支援等に取り組んでいます。また、良質な住宅が住み継がれるように、維持管理の重要性や利活用の情報を発信しています。

●2030年代半ばの開業をめざし、地下鉄8号線(有楽町線)豊洲～住吉間延伸工事が2024(令和6)年11月に着工され、本区の交通網が更に充実します。区は、2025(令和7)年に「墨田区地域公共交通計画」を策定し、「誰にでもやさしく快適に移動できるまち」をめざしています。

●震災等によって壊滅的な被害を受けた本区は、不燃化促進事業、主要生活道路の整備等により、木造密集地域の改善を図ってきました。今後も不燃化・耐震化の促進、主要生活道路の整備、細街路拡幅整備、老朽危険家屋(空き家含む)対策及び地籍調査等の施策を総合的・計画的に実施し、災害に強いまちづくりを進めていきます。

●墨田区バリアフリー基本構想等の各種計画を定め、これまでに道路バリアフリー整備や橋梁の架替などを進めています。また、公共交通事業者等と連携し、一体的なバリアフリー化や、「墨田区地域公共交通計画」に基づく公共交通の維持、改善等に努めています。

解決すべき課題

●すみだの歴史や文化、風情を継承しつつ、地域の特性に応じた景観の形成を図っていく必要があります。そのためには、区民・事業者が主体性をもち協働による景観まちづくりに取り組む必要があります。

●多様な都市機能と居住機能が調和した複合的な土地利用を進め、安全・安心に住み続けられる居住環境の整備と利便性の高い魅力的なまちづくりが必要です。また、まちづくり条例に基づき、区民等が相互協力のもとまちづくりを進めていくことが重要です。

●駅周辺にふさわしい合理的な土地利用を図るとともに、交通結節点としての機能を拡充していく必要があります。地域特性に応じて、安全で快適な交通空間の確保とバリアフリー化を推進し、地域と連携したにぎわいの創出が求められています。

●多様な世帯が安心・安全に暮らし続けられるよう入居後の継続的な支援が求められています。また、既存住宅の活用や老朽住宅の除却・建替え、空き家の利活用を促すことで、住宅が循環していくシステムの構築を図ります。

●地下鉄8・11号線延伸の推進等、交通資源の効率的な活用の検討が必要となっています。また、公共交通を引き続き維持していくためには、区民の積極的な利用を促進するほか、自動運転等の新技術や新しい移動サービスの導入検討が求められています。

●首都直下地震等の震災に備え、燃えない壊れないまちづくりの実現が喫緊の課題です。特に木造密集地域においては、更なる不燃化、耐震化のほか、主要生活道路の整備等が急務となっています。これまでの取り組みを着実に進めるとともに、さまざまな課題に対応した取り組みが求められています。

●鉄道の高架化やバリアフリー化、無電柱化等の推進、老朽化が進んでいる橋梁等の補修・改修により、継続して安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。また、交通安全意識の向上のため、安全対策教育や広報・啓発活動を引き続き行う必要があります。

施策9-1 地域ごとの特色を活かした魅力あるまちを形成する

2035年のすみだ

- 多様な都市機能の整備や計画的な土地利用により、地域の特性に応じたまちづくりが進み、誰もが安心して快適に過ごしています。
- 駅周辺は、拠点にふさわしい便利でにぎわいのあるまちになり、多くの来街者が訪れています。
- 区民が地域への愛着と誇りを持ち、地域ごとに個性や魅力あるまちなみが広がっています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
地区整備計画区域 面積	93 ha (2024(令和6)年)	97 ha	99 ha	所管課データ
区内各駅乗客数の 合計	155,942,405 人 (2024(令和6)年)	164,000,000 人	173,000,000 人	所管課データ
自宅周辺の生活環 境(景観・まちなみ) が良い・やや良いと 感じている区民の 割合	37.4% (2024(令和6)年)	38.3%	39.0%	住民意識調査

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 東京都はめざすべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す「都市づくりのグランドデザイン」を策定しています。また、2021年(令和3)年3月に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を改定しています。
- 区では2019(平成31)年3月に改定した「墨田区都市計画マスタープラン」に基づき、すみだの魅力と価値を高めるまちづくりを進めています。また、区民の主体的なまちづくり活動を支援するため、2004(平成16)年に「墨田区まちづくり条例」を制定しました。現在では10地区で地区計画制度を活用し、地域特性を活かしたまちづくりを推進しています。
- 押上・とうきょうスカイツリー駅周辺では鉄道の高架化を契機としたまちづくりを進めています。さらに、錦糸町駅周辺では地下鉄8号線延伸を契機としたまちづくり、両国駅周辺では隅田川を活かしたまちづくりを検討しています。
- 屋外広告物に関する条例等の規制により、良好な都市景観の創出を進めています。また、「墨田区景観計画」に基づき、江戸文化の伝統や下町情緒、豊かな水辺空間など、特徴ある景観資源を活かした地域ごとに特色のある景観形成に取り組んでいます。

課題

- 居住環境と産業が調和した複合的な土地利用を前提に、地域ごとの特色ある市街地形成が求められています。また、区民が自ら地域の課題や将来像について考え、解決する力を育む必要があります。
- 区民が地域への愛着と誇りを持てるまちづくりを進めるためには、区民の参加と理解が必要です。引き続き、地域との合意形成やまちづくりの機運醸成に向けた取り組みを進めるとともに、地域特性にあわせたまちづくりを推進していく必要があります。
- 色彩が周辺から突出した建築物や、屋外広告物、電線類等、まちの美観が引き続き課題となっています。「墨田区景観計画」の適切な運用により、建築物等の形態や意匠を地域と調和させる必要があります。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 協治(ガバナンス)によるまちづくりの推進

区民の自発的なまちづくりを支援するとともに、居住環境と産業が調和した複合的な土地利用を前提とした良好な都市環境の形成に向けて、健全で合理的な土地の利用が図られるよう、規制誘導を検討・実施していきます。

2 計画的かつ地域特性を活かしたまちづくりの推進

地域の特性に応じたまちづくりの機運醸成を図り、関係機関や事業者と連携しながら、計画的にまちづくりを推進していきます。

3 協働による魅力的な景観づくりの推進

景観に配慮した建築計画の誘導と普及啓発を行い、区民の景観に対する意識を向上させます。また、道路の無電柱化を進め、防災機能の強化とともに良好な景観形成をめざします。これらの取り組みにより、魅力的で調和のとれた景観まちづくりを推進していきます。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、まちづくりへの参画や地域にふさわしいまちなみづくりに努めます。

■事業者、地域団体等

事業者は、区民等及び区と協働し、利便性の高い拠点形成や活気ある住みよいまちの実現に取り組めます。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

主な事業

民間開発・大規模建築物の開発計画指導事務

地域の課題を事業者と共有し、持続的に成長するまちづくりをめざし、地区計画制度・開発許可制度・集合住宅条例・開発指導要綱等により、地域にふさわしい建築物の建設を指導・誘導します。

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）立体化事業

東武伊勢崎線（とうきょうスカイツリー駅付近）を高架化することで、桜橋通りの踏切による交通事故の危険性や渋滞を解消し、安全で円滑な交通機能を確認します。また、鉄道高架下の空間を整備し、南北に分断されているまちの一体化を図ります。

押上・とうきょうスカイツリー駅周辺整備事業

駅周辺道路整備を推進し、交通の安全性、利便性及びまちの回遊性の向上を図ります。また、鉄道高架化を契機として、商業・業務・文化・居住機能の集積を推進し、周辺開発とあわせた、快適な生活環境や高い防災性を備えた魅力あふれる拠点の形成を図ります。加えて、地下鉄8号線（有楽町線）の延伸を見据えたまちづくりを検討しています。

曳舟駅周辺まちづくり事業

駅前交通広場や道路・公園の整備を推進し、安全で快適に過ごせる都市空間を確認します。また、駅周辺では、まちづくり方針の実現に向けた市街地再開発事業の実施等により、駅とまちの一体性を高めるとともに、区民等の多様なニーズに応えられる拠点の形成を図ります。

錦糸町駅周辺まちづくり事業

地下鉄8号線（有楽町線）の延伸を契機に、地域主体のまちづくりを推進し、駅前交通の安全性、利便性及びまちの回遊性の向上を図るとともに、商業・業務機能の適正な集積など地域の活力を高め、区の魅力とにぎわいをけん引する拠点の形成を図ります。

隅田川沿川地区まちづくり推進事業

大規模開発に伴い整備されるスーパー堤防と緑道公園により、隅田川沿川の親水性を高めます。また、開発地のデッキや広場等の公開空地の活用ルールを定め、地域のにぎわいの創出を図ります。

景観まちづくり推進事業

一定規模以上の建築物を建築する事業主等と協議を行い、良好な景観形成に向けた誘導を行います。また、区民が自主的に行う景観まちづくりに関する活動を支援します。

関連計画

- ◆ 墨田区都市計画マスタープラン
- ◆ 墨田区景観計画
- ◆ 墨田区地域公共交通計画

施策9-2 災害に強い安全なまちづくりを進める

2035年のすみだ

- 建築物の不燃化・耐震化や空き家の解消が進み、燃えない壊れないまちが形成されています。
- 道路拡幅・広場等の整備が進み、災害時には避難等に活用できる都市基盤が形成されています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
不燃領域率 70% を達成した町丁目 数(区北部)	24 町丁目 (2025(令和7)年)	33 町丁目	42 町丁目	所管課データ
鐘ヶ淵地区の不燃 領域率	59.4% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%	所管課データ
京島地区の不燃領 域率	59.2% (2025(令和7)年)	65.0%	70.0%	所管課データ

関連するSDGs
のゴール



政策9 安全と楽しさが両立するまち

現状と課題

現状

- 国や都は法令整備や計画の策定等、事業の方針を自治体に示すとともに、補助金制度等を通じて、不燃化・耐震化、主要生活道路の整備や細街路拡幅整備などの事業推進を支援しています。
- 不燃化特区制度や都市防災総合推進事業などによる不燃化助成や建物の共同化、さまざまなニーズに対応した耐震化助成などにより、災害に強いまちづくりを推進しています。
- 木造密集市街地がある区北部では、災害時の避難通路確保や円滑な消防活動を行うための道路拡幅・広場等の整備やコミュニティ住宅の建設などにより、防災性の向上を図っています。鐘ヶ淵地区においては、2022(令和4)年9月に鐘ヶ淵駅付近が事業候補区間へと位置づけられ、鉄道立体化を見据えた災害に強いまちづくりを推進しています。
- 安全で災害に強いまちづくりや居住環境の改善を推進するため、幅員4メートル未満の道(細街路)の拡幅整備を進めており、2024(令和6)年度末時点で細街路全体延長の約30%を整備したほか、私道については、区の助成により舗装や排水設備の整備を行っています。
- 地籍調査では、災害発生後において、まちの骨格となる道路等の早期復旧を図るため、道路・河川と民有地等の境界を確認しています。
- 2023(令和5)年12月に施行された改正空家法を踏まえ、これまでの倒壊等の危険がある空き家等への対応に加え、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保といった、より早い段階からの取り組みを推進しています。
- 災害時における潜在リスクとなる老朽危険家屋(空き家含む)については、本区ではその数を大きく減らしていますが、既存案件への対応を進めている間にも、新たに老朽化が進行し、危険性が顕在化したものが発生しています。

課題

- 災害から区民の生命・財産を守ることのできる、災害に強い安全なまちを実現するため、今後も建築物の不燃化・耐震化、主要生活道路の整備や細街路の拡幅整備など、着実な推進が求められています。
- 区北部は、老朽建物が多いことから、国・都の補助を活用し、不燃化・耐震化助成や防災街区整備事業等、さまざまな手法に取り組むとともに、さらなる普及啓発を図る必要があります。
- 木造密集市街地の防災性は着実に向上していますが、2022(令和4)年度に東京都が発表した地震に関する地域危険度測定調査(第9回)では依然として、地震時に危険性が高い地域が多数存在していることから、引き続き道路拡幅等の整備を推進する必要があります。
- 水害の危険に備えて、広域避難を基本としつつ、高層建築物への垂直避難など、水害への対応を考慮したまちづくりの検討を行う必要があります。
- 私道の舗装や排水設備の老朽化が進んでいることから、改修費用の一部を助成するなど、私道の適正な維持管理を促していく必要があります。
- 地籍調査開始から約30年が経過し、特に北部地域では経年による基準点の亡失などにより、災害発生後における早期の道路復旧等が困難になることが予想されるため、基準点の再整備等が必要です。
- 今後、老朽危険家屋(空き家含む)がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、空き家等の発生の抑制、活用の拡大、適切な管理の確保及び除却等の促進にかかる取り組みを推進することが求められています。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 燃えない・壊れないまちづくりの推進

建物の建替えや耐震改修等を促進するため、各種助成制度の周知を図るとともに、防災街区整備事業等、共同化の手法も用いて、災害に強いまちづくりを進めていきます。

2 道路拡幅・広場等の整備

災害時の避難通路確保や円滑な消防活動等を行うため、主要生活道路(優先整備路線)の拡幅整備を進めるとともに、地域の憩いの場として利用でき、災害時には一時避難場所となる広場等を整備していきます。

3 細街路の拡幅整備及び私道整備の助成

細街路の拡幅整備を進めることや私道の適正な維持管理を促進することで、安全・安心なまちづくりを進めます。

4 地籍調査の推進

災害発生後における早期の道路復旧や、防災対策にかかる区の各種事業に活用するため、地籍調査を着実に推進していきます。

5 空き家等対策の推進

老朽危険家屋(空き家含む)の所有者に対して、必要な措置を講じるように促し、これを行わないものには、法令に基づき指導等を行い、周辺の安全性や住環境を向上させ、安全・安心なまちづくりを進めます。また、発生した空き家を長期化させないように、除却や利活用等、所有者自身の主体的な取り組みを促進させる事業を実施します。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

建物の不燃化や耐震化の向上や主要生活道路の拡幅整備などの防災まちづくりに協力します。

■事業者

電気・ガス等の事業者にあっては、災害に強いライフラインの整備に努めます。

■地域団体等

区と連携を図りながら、地域に根差したまちづくり活動に取り組みます。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

主な事業

不燃化促進事業

建物の建替えにおける各種助成事業の実施や建物の共同化等により、建物の不燃化を進めます。

耐震化促進事業

無料耐震相談の実施や耐震診断、耐震改修費用の一部助成及びアクションプログラムによる普及啓発活動により、建物の耐震化を進めます。

鐘ヶ淵地区まちづくり事業

鐘ヶ淵駅付近の鉄道立体化を見据え、主要生活道路の拡幅や広場等の整備、建替え促進、事業協力者のための住宅整備等に取り組みます。あわせて、安全・安心な住みよいまちに向けて、不燃化や耐震化を図るとともに、高台まちづくりを含めた水害対策の手法のあり方を検討します。

京島地区・北部中央地区まちづくり事業

京島地区では「京島地区まちづくり計画(大枠)」に基づき、北部中央地区では防災街区整備事業を中心として、主要生活道路の拡幅整備や広場等の整備、建替え促進に取り組みます。

細街路拡幅整備事業

安全で災害に強いまちづくりや居住環境の改善に資するため、土地所有者等からの申請に基づき、細街路を拡幅整備します。

地籍調査事業

道路・河川と民有地等の境界確認を引き続き進めていくとともに、北部地域においては亡失等した基準点の再整備等を行い、災害発生後における早期の道路復旧等に向け、データの蓄積を進めます。

空き家等対策事業

管理不全のため危険な状態にある老朽建物等(空き家含む)について、除却費の助成等により、所有者等による対応を促し、区民の安全で安心な暮らしを確保します。また、危険な空き家の除却だけでなく、空き家ワンストップ相談窓口の設置等「予防的な施策」についても注力し、空き家の発生・危険化の抑制を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区都市計画マスタープラン
- ◆ 墨田区地域防災計画
- ◆ 墨田区国土強靱化地域計画
- ◆ 墨田区耐震改修促進計画
- ◆ 墨田区空き家等対策計画
- ◆ 京島地区まちづくり計画(大枠)
- ◆ 鐘ヶ淵地区まちづくり計画

施策9-3 多様な世帯が自分らしくいきいきと暮らせる住環境を形成する

2035年のすみだ

- それぞれの世帯が人数や家族構成、ライフスタイルなどに応じた規模や性能を持った住宅を選んで暮らしています。
- 多様な世帯に対して、適切な居住支援が行われ、すべての区民が自分らしく、いきいきと暮らしています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
墨田区に「住み続けたい」と思う区民の割合	87.5% (2024(令和6)年)	90.0%	92.0%	住民意識調査
墨田区が「住みよい」と思う区民の割合	94.6% (2024(令和6)年)	95.0%	96.0%	住民意識調査

関連するSDGs
のゴール

現状と課題

現状

- 国は、賃貸住宅への入居が難しい住宅確保要配慮者が増加していることを踏まえ、「住宅セーフティネット法」を改正し、誰もが安心して利用できる市場環境の整備を進めることとしています。
- 区では、「住宅セーフティネット法」に基づき、住宅確保要配慮者のみが入居できるセーフティネット住宅の確保に努めているほか、居住支援法人などの関係団体と連携して、居住支援協議会を運営しています。
- 転出超過の傾向がある子育て世帯や若年層の定住を促進するため、既存住宅の改修や住宅取得等の支援に取り組んでいます。
- 個々の状況に応じて適正な住宅を選ぶことができるよう、良質な住宅の認定や、既存住宅の改修支援等を行っています。また、良質な住宅が住み継がれていくよう、住宅の維持管理の重要性や利活用に関する情報を発信しています。
- 区営住宅などの公的住宅の適正な維持管理を行い、「墨田区営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の長寿命化を図っています。また、東京都に対して、都営住宅の移管協議や墨田区割当等の要望を行っています。
- 高経年化した分譲マンションが増加する一方、所有者の高齢化が進み、建替えなどの合意形成が難しくなっています。また、既存不適格マンションが一定数あり、築40年以上のマンションが増加しています。そのため、建替えや修繕に向けた計画に不備のあるマンションに、専門家を派遣する等、適正な維持管理に向けた支援を行っています。

課題

- 高齢者等に住宅を貸し出すことに対する大家の不安を軽減するため、見守りや死亡時の家財整理など、入居後の継続的な支援体制を強化することが必要となっています。
- セーフティネット住宅の供給を進める一方、家賃低廉化補助が終了した後の住宅確保も課題となっています。また、居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、多様な支援団体との連携を強化していくことが求められています。
- 社会環境の変化に応じた新しい住まい方がみられるなか、子育て世帯をはじめとした多様なニーズに対応できる住宅確保が課題となっています。
- 市場に良質な住宅が循環する住環境を形成するため、適切な維持管理がされていない住宅や空き家の所有者へ働きかけるなど、適切な管理・活用につながるような支援が必要です。
- 公的住宅では、住宅の高経年化や耐用年数が迫っている等の課題があり、今後のあり方について検討する必要があります。
- マンションの管理不全化を防ぐため、維持管理の重要性などの認識を高める必要があります。合意形成や修繕積立金等の確保に課題のあるマンションに対して、支援制度の活用をさらに促し、維持管理の重要性など、意識の醸成を図る必要があります。また、マンションの再生にかかる相談体制や支援体制の更なる充実を図る必要があります。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 多様な居住ニーズに応じた住宅確保

公的住宅の適切な維持管理を図るため、「墨田区営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的な修繕を進め、耐用年数が迫る等の住宅について、あり方を検討します。また、高齢者等の入居者に対するオーナーの不安軽減を図る取り組みを行い、民間賃貸住宅を活用したセーフティネット住宅や、高齢者や子育て世帯などが安心・安全に暮らし続けられる住宅の確保を推進します。

2 循環型の住環境整備の推進

良質な住宅の供給誘導や既存住宅の長寿命化を進め、ライフスタイルにあわせた住替えがしやすいような住宅ストックの形成を図るとともに、老朽住宅の除却や建替え、空き家の利活用を促すことで、住宅循環システムの構築をめざします。

3 継続的な居住支援体制の構築

居住支援法人などの関係団体と連携して、居住支援協議会の活動を推進し、住宅確保要配慮者に対する支援体制を構築します。多様な世帯が安心安全に暮らし続けられるよう、関係団体が連携し、入居時から入居後まで、継続的な居住支援を行っていきます。

4 マンションの適正な維持管理の推進

マンションの適正な維持管理を推進するため、定期的なセミナーを開催するなど所有者への意識啓発を行うとともに、個々の状況に応じた適切な支援が行われるよう、マンション管理士などの専門家派遣制度の活用促進に努めます。また、マンション再生にかかる相談体制や支援体制の更なる充実を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

自らの住宅に関する意識を高め、良質な住宅及び良好な住環境の維持や改善に努めます。

■事業者

区の実施する住宅施策を理解し、良質な住宅建設及び良好な住環境の形成に努めます。

■地域団体等

各種団体や地域とつながり、支えあい、良好な住環境の維持や改善に努めます。

主な事業

新住宅マスタープラン推進事業

「墨田区住宅マスタープラン」に基づき、多様な世帯に向けた居住支援体制の構築や、空き家等の既存住宅の有効活用を図り、住宅確保要配慮者に向けたセーフティネット住宅の提供を行う等、総合的な住宅施策を展開します。

子育て世帯等定住促進事業

社会情勢の変化に応じた多様な働き方や住まい方の変化を踏まえつつ、子育て世帯や若年層の定住を促進します。

すみだ良質な集合住宅認定事業

子育てや防災に配慮した集合住宅を認定し、事業内容を検証しながら、更に良質な集合住宅の確保・供給を促進させるための効果的な取り組みを行います。

区営住宅・高齢者向け住宅の維持管理事業

住宅に困窮する低所得者の住生活の安定を図るため、適正な維持管理に取り組みます。また、耐用年数が迫る住宅等のあり方について検討します。

すみだすまい安心ネットワーク事業

居住支援協議会の運営を充実させることで、「すみだすまい安心ネットワーク事業」の実効性を向上させていきます。さらに、セーフティネット住宅の確保に努め、「高齢者等住宅あっせん事業」等の活用促進を図ることで、より多くの住宅困窮者の居住の安定をめざします。

マンションの適正管理推進事業

区及び東京都の条例に基づく分譲マンションの管理状況に関する届け出を促進し、適正な維持管理等に関する意識啓発を積極的に行うとともに、それぞれのマンションの管理状況に応じた支援を行い、良好な分譲マンションの住環境の保全を図ります。

関連計画

- ◆ 墨田区住宅マスタープラン
- ◆ 墨田区営住宅等長寿命化計画

施策9-4 誰もが安全・快適に楽しく移動でき、めぐりたくなるまちづくりを進める

2035年のすみだ

- 道路のバリアフリー化等により、安全で快適な移動環境が整備されています。
- 交通マナーの啓発等により、多様な移動手段に応じた安全で快適に移動できる意識が醸成されています。

施策の達成をはかる指標

指標名	現状値	中間目標 (2030(令和12)年)	最終目標 (2035(令和17)年)	データ出所
バリアフリー整備率	25.4% (2024(令和6)年)	29.6%	33.2%	所管課データ
「墨田区の交通の便を良い・やや良いと思っている」区民の割合	83.3% (2024(令和6)年)	87.0%	90.0%	住民意識調査
「墨田区の交通の安全性を良い・やや良いと思っている」区民の割合	34.8% (2024(令和6)年)	37.5%	40.0%	住民意識調査

関連するSDGs
のゴール



政策9 安全と楽しさが両立するまち

現状と課題

現状

- 国や都は、補助金等による自治体への支援を行い、道路等の一体的なバリアフリー整備等を推進しています。また、自治体に対し、公共交通事業者等と連携しながら公共交通の活性化及び再生に努めるよう求めています。
- 区では、2004(平成16)年6月に策定した「墨田区交通バリアフリー基本構想」等の各種計画に基づき、道路バリアフリー整備や橋梁の架替等を継続的に進めています。
- 2025(令和7)年3月に「墨田区地域公共交通計画」を策定し、事業者等と連携して、一体的なバリアフリー化や区内循環バスの運行など、公共交通の維持、改善等に努めています。また、グリーンスローモビリティの実証運行などを行い、本計画の掲げる「誰もがやさしく快適に移動できるまち」の実現に取り組んでいます。
- 道路交通法の改正に伴い、2026(令和8)年4月から、自転車の信号無視等危険な違反に対して厳格化が図られています。
- 年齢層に応じた交通安全教育・運動により、自転車や電動キックボード等の利用ルール・マナーの周知・啓発を推進するほか、児童の通学時における交通事故防止対策経費の助成などにより、安全意識の醸成を図っています。

課題

- 道路のバリアフリー化や無電柱化等の推進、老朽化が進んでいる橋梁の架替・補修により、継続して安全で快適な道路環境を整備していく必要があります。
- 公共交通については、運転士人材不足等に起因する持続可能性に課題が生じています。交通を取り巻く環境の変化なども踏まえ、今後、自動運転をはじめとした新技術の活用についても検討する必要があります。
- 交通ルール・マナー遵守と交通安全意識の向上のため、多様な移動手段に応じた安全対策教育や広報・啓発活動を引き続き行う必要があります。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

施策の目標達成のために区が取り組むこと

1 安全・快適な移動環境の整備

歩道の段差解消等による道路のバリアフリー化、災害時の安全性向上等を図る電線類の地中化、放置自転車対策のための駐輪場整備支援等のほか、公共交通の補完的役割を担う区内循環バス事業の推進などにより、安全で快適な移動環境を整備します。

2 道路・橋梁の適切な管理

計画的な維持管理に取り組み、誰もが安全に利用できる道路環境を整備します。

3 交通安全意識の醸成

学校や地域と連携した年齢層別の交通安全教室のほか、VR技術を活用した体験型イベントや実践的な交通ルール・マナーの啓発活動を展開し、歩行者や自転車等利用者の安全意識の醸成を図ります。

区民、事業者、地域団体等が取り組むこと

■区民

区民は、バリアフリー化等の必要性を理解し、多様な移動手段の交通ルール・マナー遵守のうえで、適切に利用します。また、公共交通を維持するために、区民の積極的な利用が望まれます。

■事業者

交通事業者等は、高齢者や障害者等の意見を尊重し、区や他の事業者と連携して、交通空間の安全性・快適性の確保や移動制約者に配慮したバリアフリー化等に向けた取り組みを行います。

■地域団体等

P T A等の団体や墨田区交通安全対策協議会は、区と連携して、交通ルール・マナーの啓発活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

政策9 安全と楽しさが両立するまち

主な事業

道路バリアフリー等整備事業

高齢者や障害者などを含め、誰もが安全で快適に移動できる通行環境構築のため、道路のバリアフリー化を図ります。あわせて、安全・快適な自転車走行空間の整備を進めます。

無電柱化整備事業

区道の無電柱化により、道路のバリアフリー化や景観整備を計画的・効率的に実施し、都市景観の向上に配慮した安全で快適な道路空間を整備します。

橋梁の架替・撤去事業

老朽化が著しく、耐用年数の目標である架橋100年に近づく橋梁の架替えや撤去・道路整備を行います。また、架橋後の経過年数が短い橋梁は、必要に応じて予防保全による長寿命化を図ります。

道路ストック総点検・補修事業

道路、橋梁等の道路施設を5年ごとに点検し、点検結果に基づくPDCAサイクルによる維持管理を行い、誰もが安全に利用できる道路環境を整備します。

地域公共交通計画推進事業（区内循環バス運行事業を含む）

「墨田区地域公共交通計画」に基づき、「誰にでもやさしく快適に移動できるまち」の実現に向け、区内循環バスの運行をはじめ、新しい移動サービスの導入検討や公共交通に対する意識の醸成など、各種施策に取り組めます。

交通安全普及啓発事業

自転車等利用者における交通マナー等の啓発活動を行うことで、交通事故を減らし、安全なまちづくりを推進します。

関連計画

- ◆ 墨田区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想
- ◆ 墨田区交通バリアフリー道路特定事業計画
- ◆ 墨田区無電柱化基本方針
- ◆ 墨田区橋梁長寿命化修繕計画
- ◆ 墨田区地域公共交通計画
- ◆ 墨田区自転車活用推進計画